

一般競争入札（高速カラープリンター賃貸借（児童生徒担当部））の質問及び回答

No	質問内容	回答
1	今まで経費の歳入歳出予算の減額又は削除を理由に、賃貸借契約期間中に契約を解除した事例はありますか。また、経費の歳入歳出予算の減額又は削減の可能性はありますか。	これまで学校教育部において、賃貸借契約期間中に、歳出予算の削減又は減額を理由に解除した事例はありません。また、今後については、契約書(案)に記載のとおり、「契約に係る歳出予算について削減又は減額があった場合には、この契約を解除することができる」としており、歳出予算が確実に担保されるものではありません。
2	半導体供給不足や物流網の混乱による遅延等の不測事態が発生した場合、納期遅延となる可能性があります。遅延となった場合は当社への指名停止等の処分や賠償請求、違約金請求等なく、契約期間変更等の協議に応じていただけますか。	業務に支障が生じないことが前提であり、納入期限までに納入いただくことが原則となります。なお、契約約款(案)に記載のとおり、「発注者が定める日時までに賃借物品を納入」し、「納入期限までに物品の納入ができない場合」における違約金の扱い等を定めており、やむを得ず納期遅延となった場合は、遅延理由等の調査を行い、その都度判断することとなります。
3	本件の調達理由は増設となりますでしょうか。または入替でしょうか。入替の場合は、以前の機器の使用期間について差し支えない範囲でご教示ください。	入れ替えとなります。 入れ替え前の機器の使用期間：令和3年10月1日～令和8年9月30日
4	札幌市教育委員会において、過去に同様または類似するプリンター等の賃貸借契約で、賃貸借期間終了後に再リースを実施した実績はありますか。実績がある場合は、再リースの期間及び契約方法について、差し支えない範囲でご教示ください。	過去3か年における実績が1件あり、期間等は以下のとおりとなります。 ・再リース期間：1年間(令和8年7月1日～令和9年6月30日) ・契約方法：特定随意契約
5	納入期限は令和8年9月30日、賃貸借期間の開始日は令和8年10月1日と記載されていますが、令和8年9月30日までに設置、ネットワーク接続及び動作確認を完了し、令和8年10月1日から使用可能な状態とする理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりとなります。
6	賃貸借期間中に設置場所を移設する場合、移設作業費、再設置費、ネットワーク再設定費等の費用負担及び作業範囲をご教示ください。	詳細は実施時に発注者と受注者で協議のうえ決定いたしますが、想定される作業範囲及び費用負担の取り扱いとしては以下のとおりです。 【作業範囲】 解体・梱包・輸送・再設置・ネットワーク再設定・動作確認 【費用負担】 ・発注者都合による移設の場合：発注者の負担 ・受注者都合による移設の場合：受注者の負担
7	賃貸借期間終了後の機器回収について、設置場所からの搬出、梱包、輸送及び原状回復に係る費用を受注者が負担する理解でよろしいでしょうか。また、搬出の際に建物内のエレベーターを使用することは可能でしょうか。	リース期間終了に伴う機器の回収費用は、ご認識のとおり、受注者の負担となります。また、搬出時のエレベーター使用は可能です。
8	賃貸借期間終了後の撤去について、システムダウン等のリスク回避のため、抜線及び取り外しについては発注者側で行うという理解でよろしいでしょうか。	詳細は撤去前に発注者と受注者で協議のうえ決定いたしますが、LANケーブルの抜線については、システム障害等のリスク回避のため発注者側で行うことを想定しています。また、オプション類の取り外しについては受注者側に行っていただくことを想定しています。